

独立行政法人北方領土問題対策協会法の改正について

改正の内容（主なもの）

（１）業務の範囲について（第 11 条第 2 号関係）

北方領土問題対策協会の実施する業務として、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和 57 年法律第 85 号。以下、「北特法」という。）第 2 条第 4 項に規定する交流等事業（同項第 1 号に掲げるものに限る）の実施を追加した。

（２）援護の対象者について（第 11 条関係）

北方領土問題対策協会が実施する援護事業の対象者である北方地域元居住者について、改正北特法における定義に合わせ、「昭和 20 年 8 月 15 日において北方地域に生活の本拠を有していた者及びその者の子で同日後北方地域において出生したもの」とした。